

# 大阪いらっしやいキャンペーン2021

## 宿泊事業者向け募集要項兼利用規約

(令和3年10月8日 第一稿)

### 1 事業目的

大阪府域へ来訪・周遊する旅行者の観光消費の喚起、並びに大阪府民の旅行機運の醸成を図ることで、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受ける大阪府内の観光関連事業者への支援とする。

### 2 キャンペーンの概要

#### (1) 事業名称

大阪いらっしやいキャンペーン2021

#### (2) 事業内容

大阪府内宿泊事業者が提供する宿泊プランを利用する大阪府民に対し、旅行期間内限定かつ本キャンペーンに参画する大阪府内のクーポン加盟店舗（以下「加盟店舗」という。）でのみ利用可能なクーポン券であるキャッシュレスポイント（おおさかPAY）を還元する。

※宿泊代金に応じてクーポン金額は変動

#### (3) 実施期間

※実施期間中でも事業予算額に達した際は終了とする。

事務局が指定する期日から令和4年1月31日(月)宿泊分(予定)までを対象とする。

※新型コロナウイルスの感染症の再拡大等、感染状況によって、実施期間を変更または中止する場合がある。

※また、宿泊事業者独自で作成された制作物等の費用については負担しない。

#### (4) 対象者

大阪府民限定（状況により他都道府県民に対象者を広げる場合がある）

### 3 おおさかPAYとは

regionPAY（※）のアプリを活用し、旅行期間内（宿泊プランの場合はチェックイン日からチェックアウト日までの期間）に加盟店舗のみで使える決済ポイント。

※各自治体の消費活動に寄与できる独自ポイントを付与・使用するために開発された決済アプリ。

### 4 本キャンペーンへの参画要件

#### (1) 大阪府内に所在する旅館、ホテル、簡易宿所及び民泊施設であり、

以下のいずれかに該当する施設を対象とする。

①旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項の許可を受けて、第2条第2項から第4項の営

業を行っている施設

②国家戦略特別区域法第13条第1項の規定により、特定認定を受けた国家戦略特別区域外国人滞在施設（いわゆる「特区民泊」）

③住宅宿泊事業法第3条第1項の届出をして、住宅宿泊事業を営む施設（いわゆる「新法民泊」）

※ただし、以下の施設は除きます。

- ・国及び地方公共団体が管理または運営する施設
- ・宗教法人が管理または運営する施設
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項に掲げる「店舗型性風俗特殊営業」を行っている施設
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の許可・届けの対象となる営業を営む施設

(2) 府が発行する「感染防止宣言ステッカー（ブルーステッカー）」の登録を行い、当該ステッカーを施設内の見やすい所に掲出している施設。

(3) 利用者にQRコード付きのクーポン券を発行し手交する必要があるため、PC環境及びプリンターの準備があること。

(4) 自己または自社の役員等が次のいずれかにも該当するものであってはならない。

①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員として又は実質的に経営に関与している事業者

②自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用している事業者

③暴力団又は暴力団員に対して金品その他の財産上の利益の供与を行っている事業者

④暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる事業者

⑤その他、本事業の目的に照らして、不相当と事務局が判断する事業者

(5) 政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に基づき、業種ごとに策定された「感染拡大予防ガイドライン」を実践するなど、自主的な感染防止のための取組みを進め、宿泊者が安心して宿泊施設を利用できる受入環境の整備に努めること。

(6) 新型コロナウイルス感染症拡大等に伴う外出自粛の要請等があった場合、事業の中止や期間の変更を行う場合があり、それに伴う一切の費用は事業者の負担となることに同意のうえ参画すること。

## 5 キャンペーンの対象となる宿泊プラン

キャンペーンの対象となる宿泊プランは、以下の条件とする。

(1) プラン名称に本キャンペーン名「大阪いらっしゅい2021」を入れるとともに、利用者へ本キャンペーンの対象商品であることを分かりやすく明示すること。

(2) OTA（※）による宿泊予約は「現地決済プラン」のみ対象とする。

※OTAとは、インターネット上で取引を行う旅行会社のこと。

- (3) 一人当たりの宿泊代金として設定できるプランであること。  
※観光庁「地域観光事業支援事業」の活用により宿泊割引制度が設定される場合がある。  
その場合は割引前と割引後の旅行代金を明確に記載すること
- (4) 一人一泊当たり事務局が指定する金額(※)以上のプランであること。  
※詳細は後日、本キャンペーンサイトで案内を行う。
- (5) 販売元が提供するポイントサービスや、株主優待券などの各種割引を利用する場合、その割引適用後の宿泊代金が本キャンペーンの対象基準金額となる。
- (6) 連泊の場合は2連泊までを対象とする。
- (7) 不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)、旅館業法などの法令や公序良俗に反しないもの。
- (8) 宿泊代金に含められないもの
- ① 換金性の高いものを含むプラン  
金券類(QUOカード等のプリペイドカードやビール券・おこめ券・旅行券や店舗が独自に発行する商品券など)
  - ② 宿泊当日に発生する追加手配に伴う代金
  - ③ その他、事務局が対象商品として適切でないと判断するもの

## 6 付与クーポン額

各宿泊プラン代金に対し、最大3,000円分のクーポンを付与する。

※クーポンの付与額について、宿泊代金に応じて変動する予定。

※詳細は後日、本キャンペーンサイトで案内を行う。

また、観光庁「地域観光事業支援事業」の活用により宿泊割引制度が設定される場合がある。

その場合は、各宿泊代金に対し、1/2(最大5,000円分)の割引を行い、

付与クーポン額と宿泊・周遊割引の双方適用となる予定。(※)

※詳細は後日、本キャンペーンサイトで案内を行う。

※令和3年9月定例府議会大阪府一般会計補正第7号の成立を条件とする。

## 7 宿泊事業者の責務

- (1) 事務局が別途提供する宿泊事業者向けマニュアルに基づき、対象の宿泊プランの予約を受け付けした際に対象人数分のクーポンを発行し予め確保する。

※なおクーポンは管理者サイトより出力が可能。

- (2) 宿泊者へのクーポン等の発行および手交については、下記の通り行うこと。

※対象プラン利用者以外の方に発行・手交しないこと。万が一、誤って発行等した場合は発行した額について費用の負担を求める

- ・宿泊施設への直接の予約及びOTA経由の予約に関してクーポン等が発行し、宿泊者へチェックイン時に対面で手交すること。
- ・旅行事業者経由の予約に関しては、旅行事業者が発行したクーポン等を事前に電子メール等で

- 受け取り、宿泊者へチェックイン時に対面で手交すること。
- (3) チェックイン時に運転免許証又は保険証等の住所が確認できる書類により宿泊者が大阪府民であることを確認すること。また、宿泊者全員の同意書（キャンペーン規約・新しい旅のエチケットの順守・健康管理チェック・クーポンの受領）の回収を行うこと。
  - (4) (3) で回収した書類は厳正に保管し、事務局へ提出すること。また、旅行事業者経由の予約分については、取りまとめて当該旅行事業者に郵送にて返送すること。
  - (5) 当月分については月末締め、翌月 15 日までに所定の実績報告書にて事務局に報告すること（毎月 1 回）。併せて、事務局が別途提供する宿泊事業者向けマニュアルに基づき、宿泊内容及び宿泊人員確認のための書類を提出すること。
  - (6) 事務局より提供のあったキャンペーンロゴ、又はビジュアルについては本キャンペーン専用プランの告知以外には使用しないこと。
  - (7) 当事業に従事する従業員に別途提供する宿泊事業者向けマニュアルに記載の内容を周知すること。
  - (8) キャンペーン終了後、事務局よりアンケートへの協力依頼がある際はそれに応じること。
  - (9) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、業種別に定められている新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守すること。
  - (10) その他、クーポン取り扱いに関する事務局の指示を遵守すること。

## **8 加盟申請手順**

- (1) 本キャンペーンサイトより、宿泊施設登録ページへアクセス  
(URL : <https://osakairasshai.start.osaka-info.jp/>)
- (2) 募集要項兼利用規約へ同意の上、エントリーフォームへ必要事項を入力し申請
- (3) 事務局にて申請内容を審査
- (4) 審査終了後、申請者のメールアドレスへクーポン発行用の URL、ID/PASS 及び運用マニュアルを送付
- (5) 2021 年 10 月 8 日（金）から登録開始

## **9 不正利用等**

本キャンペーンにおいては、一切の不正な行為は許されない。万一不正利用を行った場合、加盟宿泊事業者からの登録取消および法的措置の対象とする。

- (1) 偽って対象宿泊施設として登録、対象プランの申込データの加工、クーポンの発行等を行うこと。
- (2) おおさか PAY の不正利用（自己取引・架空取引等）を行うこと。
- (3) 詐欺等の犯罪に結びつく行為。
- (4) その他、当事務局が不相当と判断した行為。

## **10 その他**

- (1) 募集要項に記載のない事項若しくは定めのない事項に関しては、事務局がその対応を決定する。
- (2) 宿泊施設の情報（宿泊施設名、所在地、電話番号等）は、本キャンペーンサイトで広報を行う。

- (3) 国や大阪府・大阪市の方針等によって、内容が変更される可能性がある。
- (4) 加盟申請の際に取得した個人情報については、下記以外の目的では使用しない。
- ①本事業に関すること
  - ②今後、大阪府・大阪市が同種の事業（消費喚起、観光産業活性化）を検討または実施する場合の情報提供
  - ③大阪観光局が実施する観光事業のご案内（賛助会員・コロナリカバリーキャンペーン）

## **11 問い合わせ先**

大阪いらっしやいキャンペーン2021事務局 コールセンター

TEL：06-7167-6928

（受付時間：（月～金）10時～18時 12/29～1/3 および土日祝日は休業）